

## 平成25年度第1回青森市都市計画審議会 会議概要

### 1 開催日時

平成25年7月8日(月)午後14時15分から午後15時05分

### 2 開催場所

青森市福祉増進センター(しあわせプラザ) 3階 大会議室  
(青森市本町四丁目1番3号)

### 3 出席者

<青森市都市計画審議会委員>

一戸善正委員、斎藤憲雄委員、佐藤和子委員、渋谷哲一委員、鈴木泰雄委員、  
筒井清二委員、中村節雄委員、藤原浩平委員、山本恭逸委員、渡部伸広委員

<事務局及び関係職員>

都市整備部：工藤部長、小野理事、櫻庭次長

都市政策課：長井課長、工藤副参事、武田主幹、木村技師、中堤技師

道路建設課：小田主幹、沢田主査

浪岡事務所都市整備課：岡山課長、小笠原副参事、渡辺主幹、葛西主事

### 4 会議に付した議題

諮問案件

諮問第1号 浪岡都市計画公園の変更(青森市決定)

諮問第2号 浪岡都市計画墓園の変更(青森市決定)

意見照会案件

意見照会第1号 青森都市計画道路の変更(青森県決定)

## 5 議事の要旨

担当課	諮問第1号【浪岡都市計画公園の変更（青森市決定）】 配布資料（諮問第1号 浪岡都市計画公園の変更）に基づき説明。
議長	只今説明のあった諮問第1号について、質問を承る。
委員	説明会はどの位の規模でどのように告知したか。また、意見が無かったとのことだが、これで良しとしているのか。
担当課	5月9日に青森市中央市民センターで説明会を開催しており、説明会を開く旨の広報をしている。一般市民で来られた方は1名であった。
委員	旧浪岡町の方々の問題だと思うが、浪岡地区での意見聴取などはあったのか。
担当課	今回の説明会は青森地区の中央市民センターで行っており、浪岡地区での説明会は開催していない。
委員	浪岡の問題を青森でなぜやるのか。浪岡の「町」を取るという話なので、浪岡でやるのが筋。
委員	名称に関しては、浪岡の方々も、問題はないと思うが、今後このような事案があった時は、是非関係する地元での意見聴取が必要と思うので、今後に生かしてほしい。
委員	私はこの原案に賛成だが、合併が平成17年にあって、もう少し早くやってもおかしくない議題だと思うが、時間がかかった理由を示せ。
担当課	本来合併時に変えるべきだったが、様々な都市計画の見直しを行う中で、今回改めて調べたところ、既に「町」が取れて広く市民に使われていたこともあり、今回改めて提案したところ。
委員	説明会に1名出席とあったが、この出席者の出身地域は青森か浪岡か。それから、都市計画の見直し時期は大体何年サイクルで考えているか。
担当課	出席者は青森地区の方1名。
担当課	通常の見直し時期については、都市計画は一般的に概ね5年に1度の基礎調査を行ない、その結果を受けて必要に応じて様々な見直しを行っていく。今回のものについては、5年に1度の見直しの中でということではなく、様々な見直しの中で発覚したということ。
委員	それぞれの地域の中で関連する部分については、その地域で説明会等を行なうよう要望したい。
委員	青森市の条例で、この名称になっているのか。この審議会で決定した後、条例の変更となるのか。
担当課	条例の中では「町」が既に取れており、今回は都市計画の見直しを含めてということになった。
委員	都市計画上の審議会にかけるのが遅れてしまったということだと思うので、こういうことをしっかりと対応してほしい。
委員	浪岡町についてこれからまだ変更しなければならない件は他にあるか。
担当課	後は「町」を取るものはないと認識している。今日の指摘を踏まえ、きっちり対応したい。
議長	ほかに何か質問等あるか。
(各委員)	(なし)

議長	質問がないようなので、諮問第1号について、お諮りする。 異議はないか。
(各委員)	(異議なし)
議長	異議がないようなので、諮問第1号は、異議ないものとして市長に答申することとする。 また、委員の皆様から今日出された件については、今後配慮すること。
担当課	諮問第2号【浪岡都市計画墓園の変更(青森市決定)】 配布資料(諮問第2号 浪岡都市計画墓園の変更)に基づき説明。
議長	只今説明のあった諮問第2号について、質問を承る。
(各委員)	(なし)
議長	質問がないようなので、諮問第2号について、お諮りする。 異議はないか。
(各委員)	(異議なし)
議長	異議が無いようなので、諮問第2号は、異議ないものとして市長に答申することとする。また、諮問第2号についても諮問第1号と同じく事務局で重く受け止めること。
担当課	意見照会第1号【青森都市計画道路の変更(青森県決定)】 配布資料(意見照会第1号 青森都市計画道路の変更)に基づき説明。
議長	只今説明のあった意見照会第1号について、質問を承る。
委員	変更部分が都市計画道路に入っていたという話だが、なぜこの部分が都市計画道路に入っていたのか。
担当課	青い森鉄道の橋脚との関係で、当該箇所の歩道が3mの幅を取れないため、概略設計の時には、拡幅の幅を少し大きくするために、変更部分を必要としていたが、最終的な設計で当該箇所の歩道の拡幅をせずに済み、当初予定した部分が不必要となった。
委員	供用開始の時期はいつか。 それから、この変更によって何か想定される影響はあるか。
担当課	供用開始の時期は、県によると、筒井駅側の特に歩道が狭い部分について、用地買収、用地補償をして、冬前には歩道の拡幅を行える予定とのこと。 その他の拡幅部分、事業認可部分については平成28年度迄には終わらせたいとのこと。 また、この都市計画変更を行うことにより、道路や歩道の整備に特段の支障はない。不要な建築制限がなくなるということが、今回の都市計画変更に至ったところ。
議長	廃止することによって、地権者が何らかの不利益を被るといったことはないか。
担当課	廃止により建築制限がなくなるので、地権者が不利益を被ることはない。
議長	ほかに何か質問等あるか。
(各委員)	(なし)

議長	質問等がないようなので、当審議会としての意見照会第1号の意見をまとめる。当審議会としてはこの審議内容について、意見はないものと判断するので、その旨を事務局の方から市長に報告願いたい。
	終了

#### 6 表決の数

諮問第1号 10名全員異議なし  
諮問第2号 10名全員異議なし  
意見照会第1号 10名全員意見なし